

令和7～10年度 浜松市浜名区浜松北地域公共交通バス運行業務 仕様書

1 目的

浜名区浜松北地域において、市民の日常生活に必要な移動手段として、市民を安全に輸送することが最大の目的である。また、浜松市総合交通計画に基づく地域公共交通の維持・改善のルールに従い実施されるバス運行であり、地域の状況に合った公共交通の運行方法を構築することも目的としている。

2 委託期間 契約日から令和10年9月30日まで

(運行期間) 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

3 業務内容

(1) 運行業務

ア 運行方法 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行

イ 運行開始日 令和8年10月1日

ウ 運行路線 1路線（3系統）

2区間（滝沢・鷺沢区間／都田・新都田区間）を設定

※詳細は別表1「運行路線図」参照

エ 運行日及び 月～金曜日

運行キロ ①系統（滝沢口-滝沢巡回-都田駅-聖隸三方原病院）24.4Km

②系統（聖隸三方原病院-都田駅-滝沢巡回-都田駅-聖隸三方原病院）44.6Km

③系統（聖隸三方原病院-都田駅-滝沢巡回-都田駅）32.9Km

オ 運休日 祝日・振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

カ 運行時刻 別表2「時刻表」のとおり

キ 使用車両 小型車両（運転手を含め乗車定員10人）1台

車両は受託者が運行開始日の2箇月前までに用意し、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は中部運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

ク 運賃

距離制運賃 別表3「運賃表」のとおり

- 大人又は小人同伴の未就学児は2人まで無料。ただし、1歳未満は無料。
- 障害者手帳・療育手帳等提示者は50%割引額とする。
- 免許返納者（運転経歴証明書の提示者（取得後1年未満に限る））は50%割引額とする。
- 運賃割引として、別表4「回数券」の発行等を行なう。
- 受託者が自社全体で実施する企画運賃割引の適用の可否、その他の運賃割引の内容等については、委託者と協議の上、決定する。

ケ 地域及び企業等からの協力金、協賛金等

(ア) 浜松市が示す地域バス維持基準を満たすために、地域の自治会連合会等が負担する地域協力金（地域負担金）。

※運行事業者の請求に基づき直接負担者が支払う。

(イ) 地域バスを運行する際に作成するチラシ等に企業広告等を掲載する場合の協賛金（広告料収入）

コ 運賃収入等

受託者は、上記クの運賃及びケの地域及び企業等からの協力金、協賛金等で構成する運賃収入等を収入し、当該収入する額は5(1)ア運行経費の16%に相当する額とする。この時、当該収入する額が当該16%に相当する額を超過した場合、当該超過した額を含めた全額を収入する。

サ フリー降車（一部区間）

(ア) バス停留所以外でも路線上の任意の場所で降車できる制度。

(イ) 降車場所は、乗務員が道路運送法等に基づき、安全と判断した場所とする。

(ウ) 車両後部にフリー降車についての表示物を掲示する。

(エ) 運賃は降車場所の次のバス停で降車したものとする。

※詳細は別表1運行路線図「フリー降車区間図」参照

(2) 運行及び改善運行の準備に伴う業務

ア 運行に際し、道路運送法上の手続きが必要な場合は、受託者は令和8年4月から6月までに開催を予定している浜松市地域公共交通会議で協議が調った日の10日後（協議が調わなかった場合は、その後約1か月程度毎に開催される当該会議で当該協議が調った日の10日後）までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び同法に規定する事業計画の変更認可等、運行に必要な申請書類を静岡運輸支局に確認のうえ、遗漏のないよう提出し、運行開始の2か月前までに許可又は認可を受けること。また、運行開始までに施設、設備、体制等を万全に整え、運行すること。

イ 受託者のやむを得ない事情等により、運行開始日の2か月前までに前項アに掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに委託者へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く仕様書又は指示書に基づく運行をするよう努めること。

ウ 適正な事業管理を行うために、受託者は浜松市内に本社・本店又は営業所等を有し、若しくは、運行開始日までに運行管理事務所等を設置し、道路管理者、警察、当該路線に接続する交通事業者を含む関係機関への連絡や代替車両の手配等について、速やかに対応できる体制を整えること。

エ 現在、停留所に設置済の標柱は、原則使用するものとする。ただし、委託者が指示するもの及び改善運行に伴い、更新又は新たに必要となる標柱については、受託者が運行開始日までに新たに作成し、設置すること。なお、新たに設置した標柱等は、本業務終了時には、委託者又は委託者が指定する者に無償譲渡すること。

オ 停留所の標柱の設置に係る各種許可・届出等が必要な場合は、受託者が手続きを行なうこと。

カ 運行のために回転地等が必要な場合は、受託者がその所有者等と協議し確保すること。

キ 運行に伴い、受託者にて運行路線の時刻表路線図、広報用チラシ及び回数券等を作成すること。作成にあたっては、委託者と作成部数、校正の日程等の印刷に関する詳細を協議の上、受託者が令和8年8月末日までに作成し、委託者が指定する期日、場所へ提出すること。

ク 使用車両は運行開始日の2か月前、停留所は運行開始日の7日前までに準備し、

委託者に確認させること。

(3) 利用状況調査の実施

ア 乗降調査

- (ア) 利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査。
 - (イ) 停留所別の乗降者数を調査。
 - (ウ) 個人属性（性別、年齢、住所）を調査。
 - (エ) 運賃、走行距離等の運行記録を調査。
 - (オ) 予約不可能実績（乗車希望日時、希望乗降バス停、理由）
 - (カ) 調査日：上記調査は原則、全運行日で実施するものとする。
 - (キ) 上記項目以外の調査にも委託者の求めに対し、可能な限り応じるものとする。
- 調査後は速やかに結果をまとめ、報告書（紙ベース及びExcelデータ）を作成し、委託者に提出すること。

イ 聞き取り調査

- (ア) バス車両内において、利用者へのアンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。
- (イ) 調査後速やかに調査結果をまとめ報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (ウ) 調査日：運行期間内で委託者の指示により決定し、半年間に1日程度とする。
- (エ) 調査項目：調査の項目は以下を基本とする。
 - a 利用状況に関する事項（利用目的、支払種別、バス停までの交通手段、降車後の交通手段、地域バス利用以前の交通手段、利用頻度、外出回数の変化）
 - b 満足度に関する事項（運行時間、運賃、分かりやすさ、予約の仕方、総合）
 - c 地域バスの必要性（継続、改善、廃止）
 - d 自由意見

(4) 運行管理

- ア 受託者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- イ 受託者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を委託者に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。
- ウ 受託者は、毎月5日を目途に前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び委託者の指示する資料を委託者に提出すること。
- エ 受託者は業務完了報告書の委託者への提出は四半期毎とする。業務完了報告書には月次報告書と利用状況報告書を添付するものとする。なお、3(4)ウの報告書等をもって、月次報告書と利用状況報告書に代えることができる。
- エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行に支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

(5) 管理体制

ア 業務責任者

- (ア) 受託者は、業務を執行するにあたり業務責任者を定めること。また、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2に規定する運行管理規程を定め、当該規程の内容に則り利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (イ) 業務責任者は、乗務員及び運行管理者の指導監督・健康状態の把握を行い、常に適正な運行管理に努めなければならない。
- (ウ) 業務責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通

安全教育を徹底させるものとする。

- (イ) 業務責任者は、新たに乗務に従事する者について、運行開始までに、当該従事者が乗務する予定の運行時刻に合わせた試験運行を1名につき複数回行わせ、狭小箇所や危険の予見される箇所、道路の混雑状況のほか乗務に必要な情報の収集、確認をさせること。収集確認した情報は、他の乗務員等と共有すること。
- (オ) 疾病、疲労、飲酒等の健康状態に異常の恐れのある者を、乗務または運行管理業務に従事させないこと。
- (カ) 運転中に事故が発生した場合は、業務責任者は直ちに事故調査をし、委託者へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。
- (キ) 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。
- (ク) 受託者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。(対人・対物無制限)
- (ケ) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止する場合は、速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (コ) 対象地域の天気予報を常に確認し、雨量規制、積雪等の荒天が予見される場合は、天候、路面状況などをつぶさに確認し、委託者と協議のうえ、直ちに対応すること。
- (サ) 受託者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。

イ 乗務員

- (ア) 本業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に細心の注意を払うこと。
- (イ) 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに運行管理者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- (ウ) 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに運行管理者に報告し指示を仰ぐこと。

(6) 回数券の払い戻し

- ア 受託者が、本務を終了する場合は、購入者の請求により回数券の払い戻しをしなければならない。その場合において、割増分を手数料とする。払い戻し期間は、概ね業務終了前2か月間とする。ただし、本業務を引き続き受託する場合を除く。
- イ 購入者の都合により、回数券の払い戻しをすることができるものとする。その場合において、割増分を手数料とする。

4 地域交通検討会への参加

本業務は、浜松市総合交通計画に基づく「地域の生活を支える路線（支線路線）」の運行であり、地域、交通事業者、行政で構成する地域交通検討会が主体となって運行を支えるものである。また、この契約以降の運行継続のためには、「収支率（＝運賃収入等／運行業務に係る経費）が16%以上」という維持基準を満たす（最低保障運行路線は現状の収支率以上を目指す）必要がある。このため、受託者は地域交通検討会の構成員となり、以下の業務を行なう。

- ア 受託者は、地域交通検討会会議に参加し、運行状況等を報告すること。

イ 受託者は、利用状況調査及び地域交通検討会会議での意見等を踏まえ、必要に応じて改善提案を行なうこと。

5 運行経費

(1) 運行経費の構成

運行経費は、次の経費からなる。

ア 運行業務に係る経費

イ 運行準備、利用促進に係る経費

ウ 利用状況調査及び改善提案、国庫補助金交付申請に係る経費

(2) 経費の支払い

本経費は、前項の運行経費の合計額から運行業務に係る経費の16%に相当する額を減じた額を費用として支払うものとする。

前項の運行経費について、次のとおりとする。

ア 運行業務に係る経費

運行業務に係る経費は、次の費用からなる。

(ア) 人件費、運行管理費、一般管理費

(イ) 燃料費（車庫・営業所等から起終点間の回送分を含む）、油脂費

(ウ) 車検、点検費（法定）及び車両の修繕費

(エ) 車両の消耗品整備費（タイヤ、バッテリー及び電球類等）

(オ) 車両管理費（洗車、清掃等）

(カ) 損害賠償任意保険料

(キ) その他運行業務に必要な経費・消費税

イ 運行準備、利用促進に係る経費

運行準備、利用促進に係る経費は次の費用からなる。

(ア) 車両準備（改造）費

(イ) 車両（減価償却費）費

(ウ) バス停留所等設置維持管理費

(エ) バス時刻表及び路線図、回数券、バス・タクシー券助成事業にかかる乗車券（地域バス券）等作成費

(オ) 広報宣伝費（利用促進チラシ、ポスター作成等）

ウ 利用状況調査及び改善提案、国庫補助金交付申請に係る経費（契約書別表③）

利用状況調査及び改善提案、国庫補助金交付申請に係る経費は次の費用からなる。

(ア) 調査実施及び改善提案等に係る人件費

(イ) 調査表及び調査結果報告書、改善提案、国庫補助金交付に係る書類等作成費

6 国補助金交付申請

受託者は委託者の行う、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請に際し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第11条第2項に規定される申請に必要な添付書類を作成し、委託者へ提供すること。

7 契約の変更

地域交通検討会や受託者からの提案等を受けて決定された内容に基づき、改善運行を行なうこととなった場合、本業務の内容を変更（縮小運行等による契約金額の変更

含む) できるものとする。

8 業務の中止

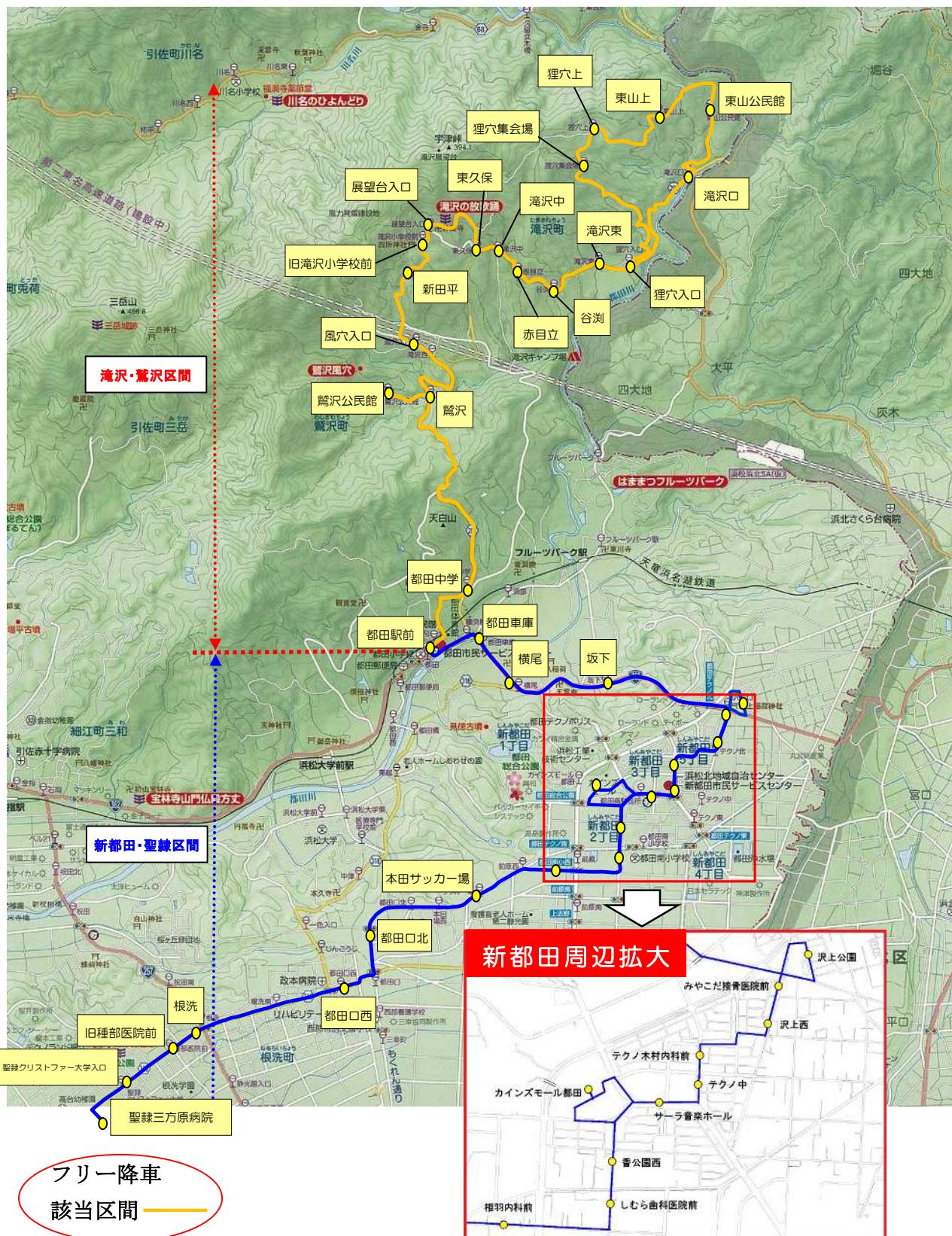
- (1) 業務期間中、地域交通検討会において、運行の廃止が決定した場合は、本業務を中止することができるものとする。
- (2) 委託者は、運行を廃止しようとする日の6か月前までに、受託者へその旨を通知するものとする。
- (3) 本業務の委託料は、運行した日までとし、総価契約の場合は、日割り（システム運用費については月割り）計算した額とする。

9 業務の引継ぎ

本契約期間終了後、円滑な業務引継ぎが行えるよう、受託者は、各種マニュアルやデータ等、業務運営上必要な物品等を整理し、委託者及び次期受託者へ引継ぐこと。ただし、引継ぎに必要な手続きやデータの取り組みに係る費用については、次期受託者の負担とする。

別表 1

浜松北地域にこにこバス 運行路線図



別表2

＜浜松北地域バス 時刻表＞

順路	バス停	1便		2便		3便		4便	
1	聖隸三方原病院		8:26	9:30	11:13	12:20	14:03	14:50	
2	聖隸クリストファー大学入口		8:24	9:32	11:11	12:22	14:01	14:52	
3	旧種部医院前		8:23	9:33	11:10	12:23	14:00	14:53	
4	根洗		8:22	9:33	11:09	12:23	13:59	14:53	
5	都田口西		8:19	9:36	11:06	12:26	13:56	14:56	
6	都田口北		8:18	9:37	11:05	12:27	13:55	14:57	
7	本田サッカーフィールド		8:17	9:38	11:04	12:28	13:54	14:58	
8	相羽内科前		8:16	9:39	11:03	12:29	13:53	14:59	
9	しむら歯科医院前		8:15	9:41	11:02	12:31	13:52	15:01	
10	香公園西		8:14	9:41	11:01	12:31	13:51	15:01	
11	カインズモール都田		8:12	9:45	10:59	12:35	13:49	15:05	
12	サーラ音楽ホール		8:09	9:47	10:56	12:37	13:46	15:07	
13	テクノ中		8:08	9:48	10:55	12:38	13:45	15:08	
14	テクノ木村内科前		8:08	9:48	10:55	12:38	13:45	15:08	
15	沢上西		8:06	9:50	10:53	12:40	13:43	15:10	
16	みやこだ接骨院前		8:06	9:50	10:53	12:40	13:43	15:10	
17	沢上公園		8:05	9:51	↑	12:41	↑	↓	
18	坂下		8:03	9:52	10:51	12:42	13:41	15:11	
19	横尾		8:01	9:53	10:49	12:43	13:39	15:12	
20	都田車庫		8:01	9:54	10:49	12:44	13:39	15:13	
21	都田駅前		8:00	9:56	10:48	12:46	13:38	15:15	16:07
22	都田中学		7:58	9:58	10:46	12:48	13:36	15:17	16:05
23	鷺沢		7:54	10:02	10:42	12:52	13:32	15:21	16:01
24	鷺沢公民館		7:52	10:02	10:40	12:52	13:30	15:21	15:59
25	鷺沢		7:52	10:04	10:40	12:54	13:30	15:23	15:59
26	風穴入口		7:50	10:06	10:38	12:56	13:28	15:25	15:57
27	新田平		7:48	10:08	10:36	12:58	13:26	15:27	15:55
28	旧滝沢小学校前		7:47	10:09	10:35	12:59	13:25	15:28	15:54
29	展望台入口		7:46	10:10	10:34	13:00	13:24	15:29	15:53
30	東久保		7:45	10:10	10:33	13:00	13:23	15:29	15:52
31	滝沢中		7:44	10:11	10:32	13:01	13:22	15:30	15:51
32	赤目立		7:43	10:12	10:31	13:02	13:21	15:31	15:50
33	谷渕		7:42	10:13	10:30	13:03	13:20	15:32	15:49
34	滝沢東		7:41	10:14	10:29	13:04	13:19	15:33	15:48
35	狸穴入口		7:40	10:15	10:28	13:05	13:18	15:34	15:47
36	滝沢口	7:30	↑	10:18	↑	13:08	↑	15:37	↑
37	東山公民館	7:32		10:20		13:10		15:39	
38	東山上	7:34		10:22		13:12		15:41	
39	狸穴上	7:36		10:24		13:14		15:43	
40	狸穴集会場	7:37		10:25		13:15		15:44	

別表3

にこにこバス運賃表 R8.10月～R10.9月

バス停名	バス停名
バス停名	運賃

運賃基準

乗車距離	運賃
0.0km	～ 2.9km
3.0km	～ 5.5km
5.6km	～ 8.6km
8.7km	～ 11.7km
11.8km	～

理穴集会場												滝沢東			滝沢東		
理穴上												谷沢			谷沢		
東山上												赤目立			赤目立		
東山公民館												滝沢中			滝沢中		
滝沢口												東久保			東久保		
滝沢入口												展望台入口			展望台入口		
理穴入口												旧滝沢小学校前			旧滝沢小学校前		
滝沢公民館												新田平			新田平		
滝沢公民館												風穴入口			風穴入口		
都田中学												都田駅前			都田駅前		
都田駅前												都田車庫			都田車庫		
都田車庫												横尾			横尾		
坂下												300			300		
沢上公園												300			300		
300												300			300		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		
300												400			400		

別表4 回数券

回数券の種類	販売価格
300円券11枚綴り	3,000円
200円券11枚綴り	2,000円
100円券10枚綴りと200円券6枚綴りセット	2,000円
50円券11枚綴りと100円券11枚綴りセット	1,500円